

○嘉麻市ひとり親家庭等医療費の支給に関する条例

平成18年3月27日

条例第86号

改正 平成18年9月29日条例第226号

平成19年3月26日条例第14号

平成19年12月26日条例第57号

平成20年3月26日条例第12号

平成20年6月30日条例第27号

(題名改称)

平成22年9月30日条例第18号

平成24年3月28日条例第5号

平成26年12月24日条例第28号

平成27年7月1日条例第33号

平成28年6月28日条例第24号

平成28年7月25日条例第29号

(目的)

第1条 この条例は、母子家庭の母及び児童、父子家庭の父及び児童並びに父母のいない児童の心身の健康の向上に寄与するため、医療保険各法に基づき医療を受けた場合に、自己負担をしなければならない費用を公費で負担する措置を講じ、もって母子家庭の母及び児童、父子家庭の父及び児童並びに父母のいない児童の福祉の増進を図ることを目的とする。

(一部改正〔平成20年条例27号〕)

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 母子家庭の母 母子及び父子並びに寡婦福祉法(昭和39年法律第129号。以下「法」という。)第6条第1項に規定する配偶者のない女子であって、18歳未満の児童(4月2日以降翌年3月31日までの間に18歳に達する者を含む。以下同じ。)を現に扶養しているものをいう。

- (2) 父子家庭の父 法第6条第2項に規定する配偶者のない男子であって、18歳未満の児童を現に扶養しているものをいう。
- (3) 児童 母子家庭の母又は父子家庭の父に現に扶養されている18歳未満の児童をいう。
- (4) 父母のない児童 法附則第3条に規定する父母のない児童のうち、18歳未満の児童をいう。
- (5) 保護者 第1号若しくは第2号に定める者又は前号に定める児童を現に監護する者をいう。
- (6) 医療保険各法 次に掲げる法律をいう。
- ア 健康保険法(大正11年法律第70号)
  - イ 船員保険法(昭和14年法律第73号)
  - ウ 私立学校教職員共済法(昭和28年法律第245号)
  - エ 国家公務員共済組合法(昭和33年法律第128号)
  - オ 国民健康保険法(昭和33年法律第192号)
  - カ 地方公務員等共済組合法(昭和37年法律第152号)
  - キ 高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号)
- (7) 医療保険各法の保険者 医療保険各法の規定により医療に関する給付を行う次に掲げる者をいう。
- ア 全国健康保険協会
  - イ 健康保険組合
  - ウ 市町村
  - エ 国民健康保険組合
  - オ 共済組合
  - カ 日本私立学校振興・共済事業団
  - キ 後期高齢者医療広域連合
- (一部改正〔平成20年条例27号・22年18号・24年5号・26年28号〕)

(対象者)

第3条 この条例に基づくひとり親家庭等医療費の支給対象者(以下「対象者」という。)は、母子家庭の母及びその児童、父子家庭の父及びその児童並びに父母のない児童であって次の要件を満たすものとする。

- (1) 嘉麻市の区域内に住所を有する者であること。
  - (2) 医療保険各法の規定による被保険者、組合員若しくは加入者又は被扶養者であること。
- 2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、対象者から除くものとする。
- (1) 生活保護法(昭和25年法律第144号)により保護を受けている者
  - (2) 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)により医療支援給付を受けている者
  - (3) 嘉麻市子ども医療費の支給に関する条例(平成18年嘉麻市条例第84号)第2条第1号アに掲げる子ども
  - (4) 母子家庭の母の前年の所得(1月から9月までの間に受ける医療に係る医療費については、前々年の所得とする。以下同じ。)が児童扶養手当法施行令(昭和36年政令第405号。以下「政令」という。)第2条の4第2項に規定する額以上であるときの当該母子家庭の母及びその児童
  - (5) 母子家庭の母の配偶者(離婚及び死別を除く事情により母子家庭の母とされる場合の配偶者をいう。)又は民法(明治29年法律第89号)第877条第1項に定める扶養義務者で、その母と生計を一にするものの前年の所得が、政令第2条の4第8項に規定する額以上であるときの当該母子家庭の母及びその児童
  - (6) 父子家庭の父の前年の所得が政令第2条の4第2項に規定する額以上であるときの当該父子家庭の父及びその児童
  - (7) 父子家庭の父の配偶者(離婚及び死別を除く事情により父子家庭の父とされる場合の配偶者をいう。)又は民法第877条第1項に定める扶養義務者で、その父と生計を一にするものの前年の所得が政令第2条の4第8項に規定する額以上であるときの当該父子家庭の父及びその児童
  - (8) 父母のない児童を養育する者の配偶者又はその養育者の生計を維持する民法第877条第1項に定める者の前年の所得が政令第2条の4第8項に規定する額以上であるときの当該父母のない児童

(9) 児童扶養手当法(昭和36年法律第238号)第4条第1項第1号ロ若しくは  
二の規定に該当し、かつ、母がない児童、同項第2号ロ若しくは二の規定に該  
当し、かつ、父がない児童又は政令第2条の3に規定する児童(以下「父母が死  
亡した児童等」という。)を養育する者の前年の所得が政令第2条の4第7項に  
規定する額以上であるときの当該父母が死亡した児童等

(10) 父母のない児童のうち、前号で規定する父母が死亡した児童等を除いた  
児童を養育する者の前年の所得が政令第2条の4第2項に規定する額以上で  
あるときの当該父母のない児童

3 前項第4号から第10号までに規定する所得は、政令第4条第1項及び第2項の  
規定により算出した額とする。

(一部改正〔平成20年条例12号・27号・22年18号・24年5号・26年28  
号・28年24号・29号〕)

(ひとり親家庭等医療費の支給)

第4条 市は、対象者の疾病又は負傷について医療保険各法の規定による医療に  
関する給付が行われた場合において、当該医療に要する費用(以下「医療費」と  
いう。)のうち、医療保険各法の保険者が負担すべき額(医療保険各法以外の法  
令等により国又は地方公共団体が別に負担する額がある場合は、これを加えて  
得た額)が当該医療費の額に満たないときは、当該対象者又はその保護者に対  
し、その満たない額に相当する額(食事療養標準負担額及び生活療養標準負担  
額は、含まない。以下「自己負担分相当額」という。)をひとり親家庭等医療費とし  
て支給する。ただし、嘉麻市子ども医療費の支給に関する条例第2条第1号イに  
掲げる子ども以外の者にあつては、当該医療費のうち、医療機関(薬局を除く。)  
ごとに次の各号に掲げる場合における当該各号に定める額については、支給しな  
い。

(1) 入院の場合 1日につき500円(1月につき3,500円を限度とする。)

(2) 前号に規定するもの以外の場合 1月につき800円(自己負担分相当額が  
800円に満たないときは、当該額とする。)

2 歯科診療及び歯科診療以外の診療を併せて行う医療機関は、歯科診療及び歯  
科診療以外の診療につき、それぞれ別の医療機関とみなす。

3 第1項の医療費の額は、健康保険の療養に要する費用の額の算定方法及び後期高齢者医療制度の療養に要する費用の額の算定に関する基準の例により算定した額とする。ただし、現に要した費用の額を超えることができない。

(全部改正〔平成22年条例18号〕、一部改正〔平成27年条例33号〕)

(受給申請及び資格認定)

第5条 ひとり親家庭等医療費の支給を受けようとする者又はその保護者は、規則の定めるところにより、あらかじめ、市長に対し申請をしなければならない。

2 市長は、前項の申請に基づき、ひとり親家庭等医療費に係る受給資格の認定を行うものとする。

3 前2項の規定は、当該認定を受けた者が毎年10月1日以降引き続きひとり親家庭等医療費の支給を受けようとする場合について準用する。

(全部改正〔平成22年条例18号〕)

(ひとり親家庭等医療証の交付)

第6条 市長は、前条の規定により受給資格の認定を受けた者(以下「受給資格者」という。)に対し、規則の定めるところにより、ひとり親家庭等医療証を交付するものとする。

2 市長は、医療保険各法の保険者が負担すべき額とこの条例によるひとり親家庭等医療費が重複して支給されるおそれがあるときは、前項の規定にかかわらず、ひとり親家庭等医療証を交付しないものとする。

(一部改正〔平成20年条例27号〕)

(ひとり親家庭等医療証の提出)

第7条 受給資格者は、規則で定める病院、診療所、薬局及び訪問看護ステーション(以下「保険医療機関等」という。)において医療を受けようとするときは、当該保険医療機関等にひとり親家庭等医療証を提出するものとする。

(一部改正〔平成20年条例27号〕)

(支給の方法)

第8条 市長は、ひとり親家庭等医療費として支給すべき費用を保険医療機関等の請求に基づき、受給資格者に代わり、当該保険医療機関等に支払うものとする。

2 前項の規定による支払があったときは、受給資格者に対し、ひとり親家庭等医療費の支給があったものとみなす。

3 市長は、受給資格者が受けた医療について、医療保険各法による療養費の支給がなされたときその他市長が第1項の方法により難いと認めたときは、同項の規定にかかわらず、当該受給資格者又はその保護者(以下「受給資格者等」という。)に対し、ひとり親家庭等医療費を支給することができる。

(一部改正〔平成20年条例27号・22年18号〕)

(届出義務)

第9条 受給資格者等は、当該受給資格者等について住所、氏名その他の規則で定める事項に変更があったときは、速やかに、市長に届け出なければならない。

(一部改正〔平成22年条例18号〕)

(損害賠償との調整)

第10条 市長は、受給資格者が疾病又は負傷に関し損害賠償を受けたときは、受給資格者等に対し、その価額の限度において、ひとり親家庭等医療費の全部若しくは一部を支給せず、又は既に支給したひとり親家庭等医療費の額に相当する金額を返還させることができる。

(一部改正〔平成20年条例27号・22年18号〕)

(不正利得の返還)

第11条 市長は、偽りその他不正な手段により、ひとり親家庭等医療費の支給を受けた者があるときは、その者からその支給を受けた額に相当する額の全部又は一部を返還させることができる。

(一部改正〔平成20年条例27号・22年18号〕)

(報告等)

第12条 市長は、ひとり親家庭等医療費の支給に関し、必要があると認めるときは、受給資格者その他の関係者に対し、必要な事項の報告、文書の提出若しくは文書の提示を求め、又は当該職員に質問若しくは照会をさせることができる。

(一部改正〔平成20年条例27号〕)

(受給権の保護)

第13条 ひとり親家庭等医療費の支給を受ける権利は、譲り渡し、又は担保に供してはならない。

(一部改正〔平成20年条例27号・22年18号〕)

(委任)

第14条 この条例の施行に関し、必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成18年3月27日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日の前日までに、合併前の山田市母子家庭等医療費の支給に関する条例(昭和58年山田市条例第15号)、稲築町母子家庭等医療費の支給に関する条例(昭和58年稲築町条例第12号)、碓井町母子家庭等医療費の支給に関する条例(昭和58年碓井町条例第26号)又は嘉穂町母子家庭等医療費の支給に関する条例(昭和58年嘉穂町条例第18号)(以下これらを「合併前の条例」という。)の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの条例の相当規定によりなされた処分、手続その他の行為とみなす。

3 この条例の施行の際、現に合併前の条例の規定により受給資格者の認定を受けている者は、この条例の相当規定により認定を受けている者とみなす。

附 則(平成18年9月29日条例第226号)

この条例は、平成18年10月1日から施行する。

附 則(平成19年3月26日条例第14号)

この条例は、平成19年4月1日から施行し、同日以後に受ける医療費から適用する。

附 則(平成19年12月26日条例第57号)

この条例は、平成20年4月1日から施行し、同日以後に受ける医療費から適用する。

附 則(平成20年3月26日条例第12号)

この条例は、平成20年4月1日から施行する。

附 則(平成20年6月30日条例第27号)

(施行期日等)

1 この条例は、平成20年10月1日(以下「施行日」という。)から施行し、改正後の嘉麻市ひとり親家庭等医療費の支給に関する条例(以下「改正後の条例」という。)第3条第2項第2号の規定は、平成20年4月1日から適用する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

2 市長は、施行日前においても、改正後の条例第3条の対象者に係る受給資格の認定を行い、受給資格者に対してひとり親家庭等医療証を交付することができる。

(経過措置)

3 施行日から平成22年9月30日までの間に行われる診療分に限り、改正前の嘉麻市母子家庭等医療費の支給に関する条例第2条第4号の規定による受給資格者であった一人暮らしの寡婦(施行日以後、高齢者の医療の確保に関する法律の規定による医療を受けることができる者及び前年の所得が政令第2条の4第2項に規定する額を超える者は除く。)については、引き続き改正後の条例の対象者とみなして、改正後の条例の規定を適用する。この場合において、改正後の条例第4条第1項第1号中「入院の場合 1日につき500円(ただし、1月につき3,500円を限度とする。)」とあるのは、平成20年10月1日から平成21年9月30日までの間は、「入院の場合 1月につき12,000円(ただし、自己負担分相当額が12,000円に満たない額の場合は、当該額)」と、平成21年10月1日から平成22年9月30日までの間は、「入院の場合 1月につき24,000円(ただし、自己負担分相当額が24,000円に満たない額の場合は、当該額)」と、改正後の条例第4条第1項第2号中「前号に規定するもの以外の場合 1月につき800円(ただし、自己負担分相当額が800円に満たない額の場合は、当該額)」とあるのは、平成20年10月1日から平成21年9月30日までの間は、「前号に規定するもの以外の場合 1月につき1,000円(ただし、自己負担分相当額が1,000円に満たない額の場合は、当該額)」と、平成21年10月1日から平成22年9月30日までの間は、「前号に規定するもの以外の場合 1月につき2,000円(ただし、自己負担分相当額が2,000円に満たない額の場合は、当該額)」とする。

附 則(平成22年9月30日条例第18号)

(施行期日)

1 この条例は、平成23年1月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の嘉麻市ひとり親家庭等医療費の支給に関する条例(以下「改正後の条例」という。)の規定は、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)以後に受ける医療に係る医療費から適用する。



3 この条例の施行の際現に改正前の嘉麻市ひとり親家庭等医療費の支給に関する条例(以下「改正前の条例」という。)第5条第1項の規定によりなされた申請は、改正後の条例第5条第1項の規定によりなされた申請とみなす。

4 施行日前に改正前の条例第6条第1項の規定により交付された医療証は、改正後の条例第6条第1項の規定により交付された医療証とみなす。

(準備行為)

5 市長は、施行日前においても、改正後の条例第5条第2項の規定による受給資格の認定等の事務に必要な準備行為を行うことができる。

附 則(平成24年3月28日条例第5号)

この条例は、平成24年4月1日から施行する。

附 則(平成26年12月24日条例第28号)

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第1条の改正規定(「に規定する乳幼児」を「に掲げる子ども」に改める部分に限る。)は、平成27年1月1日から施行する。

附 則(平成27年7月1日条例第33号抄)

(施行期日)

1 この条例は、平成28年1月1日から施行する。ただし、附則第8項から第10項までの規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の嘉麻市子ども医療費の支給に関する条例の規定は、前項本文の規定による施行の日(以下「施行日」という。)以後に受ける医療に係る医療費から適用する。

4 改正後の嘉麻市ひとり親家庭等医療費の支給に関する条例の規定は、施行日以後に受ける医療に係る医療費から適用する。

5 施行日前に改正前の嘉麻市ひとり親家庭等医療費の支給に関する条例第6条第1項の規定により交付されたひとり親家庭等医療証は、改正後の嘉麻市ひとり親家庭等医療費の支給に関する条例第6条第1項の規定により交付されたひとり親家庭等医療証とみなす。

(準備行為)

- 9 市長は、施行日前においても、改正後の嘉麻市ひとり親家庭等医療費の支給に関する条例の規定に基づくひとり親家庭等医療費の支給に係る受給資格の認定、ひとり親家庭等医療証の交付その他必要な準備行為を行うことができる。

附 則(平成28年6月28日条例第24号抄)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成28年10月1日から施行する。ただし、次項及び第3項の規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 市長は、施行日前においても、改正後の嘉麻市ひとり親家庭等医療費の支給に関する条例の規定に基づくひとり親家庭等医療費の支給に係る受給資格の認定、ひとり親家庭等医療証の交付その他必要な準備行為を行うことができる。

附 則(平成28年7月25日条例第29号)

この条例は、平成28年8月1日から施行する。